

女性部会「学びの会」を開催

女性部会は、2月20日益田商工会議所において「学びの会」を開催しました。

今回は、気功同好会 川上幸美氏（現女性部会長）を講師にお迎えし「気功（智能気功）」を体験しました。

最初に気功は体内の気の流れをスムーズにさせ自身の身体をいたわる養生法で、体質強化、長寿、疾病予防、知力を高める効果があると説明され、まずは全身の力を抜いて何も考えず呼吸法から、次に「開合」「明目法」等の功法を体験しました。参加者からは、呼吸を意識的にすることが久しぶりのように感じ、下丹田で呼吸をしていなかった自分を発見することができた。色々なストレスを感じた時に心を平穏に保つためにも気功を始めたいなどの感想もありました。

気功に触れて元気に活動をしたいと思う方は、どうぞ「気功同好会」へご参加下さい。



島根県西部県民センター 益田事務所玄関へ花苗の植栽

令和6年3月24日 島根県西部県民センター益田事務所（島根県益田合同庁舎）の入口に設置させて頂いたプランターに、季節の花を植えました。これは女性部会が社会貢献事業の一環として毎年行っているもので、訪れた方々が目にして心穏やかになって頂けるよう植栽をしました。



《 令和5年度 新入会員のご紹介 》

4月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
河田地所㈱	河 田 周	津和野町後田口60-43	0856-72-1717	不動産業

6月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
㈱金吉屋商店	福 原 清 輝	益田市久城町1278-1	0856-23-5465	酒類販売業
三光ビル管理㈱	山 本 和 宏	益田市乙吉町イ202-1	0856-22-0240	清掃業務・警備業務

7月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
㈱串太郎	篠 原 祐 二	益田市左ヶ山町口387-2	0856-22-7987	飲食業
宗教法人 八幡宮	栗 栖 眞 樹	益田市隅村町337	0856-25-2099	神社
大元気㈱ 益田支店	檜 谷 忍	益田市高津町口563-2	0856-22-0059	飲食業

8月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
㈱イーキューブ	油 谷 宝 昭	益田市中島町口188-2-205	0856-25-7575	建築工事業
㈱桐幸フーズ	桐 利 幸	益田市駅前町19-11	0856-22-0129	飲食業・食肉処理業
㈱カクモ	諸 岡 康 志	益田市栄町9-21	0856-25-7450	管工事業
㈹グラント	石 井 徹	益田市下本郷町59-1	0856-24-0656	カー用品販売・取り付け

9月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
HOKUYO. HD㈱	岡 崎 寛	益田市遠田町1916-4	0856-22-0849	不動産管理
㈱フォレストック	中 島 慎太郎	益田市喜阿弥町イ1590-14	0856-28-1101	機械修理
明和建設㈱	河 野 正 明	益田市あけぼの西町2-3	0856-25-7295	建設業
益田スマートファーム㈱	大 見 満 宏	益田市虫追町口320-105	0856-28-8028	水力発電事業

10月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
㈱ミウラ	三 浦 浩 明	吉賀町広石562-22	0856-77-1381	保険業

11月入会

法人名	代表者	住所	連絡先	業種
㈱LOCAL RICH 3in	竹 内 直 美	益田市高津 1丁目27-33	0856-22-1580	農業
㈱StiLe	松 永 大 輝	益田市種村町イ1780-1	0856-27-1341	その他サービス
㈱Re. 2 Products	前 田 翼	益田市久城町508-21	0856-22-7779	建設業
㈱SKクリエイト	三 輪 正 樹	益田市駅前町11-7	0856-22-1356	飲食業

益田法人会へのご入会ありがとうございます。よろしくお願い致します。



株式会社 Woman's は、職場の女性をもっと活躍させたい
女性をもっと登用したい

経営者の思いをカタチにする会社です

詳しくは、 <http://womans.co.jp> をご覧ください。

人材育成コンサルティング・研修ご用命ください

株式会社 Woman's
代表取締役 宮崎結花
TEL&FAX 0856-22-8605

暮らしのそばに「エネルギー生活総合サービス企業」



本 社：大 田 市 長 久 町 長 久 口 2 3 5 番 地 2
益田支店/あけぼの東給油所：益田市あけぼの東町10番地1
TEL：益田支店(0856)23-1800 給油所(0856)23-1803

第3回 法人学校開校



2月13日（火）益田商工会議所3階大会議室において令和5年度第3回法人学を開校しました。

第3回目は、益田公共職業安定所 所長 青木 聡一郎氏をお迎えし、「求人・求職の現状について」以下の内容で講演をいただきました。

1 有効求人倍率の推移

ハローワーク益田（以下、「HW益田」）管内の有効求人倍率は2.14倍（令和5年12月末現在）。

島根県の平均は1.45倍～1.59倍で推移。人口減少に伴いHW益田への求職登録者数は減少基調で推移。HW益田では、求職者に募集の枠が多いからと言って採用される確率が高まるものではない点、補足説明している。

2 募集に関して求人票の見方（募集に際して求職者の目を引くには…）

HW益田も時代の流れにより、求人票は紙の閲覧から、求職者がPC、スマホで検索し閲覧するスタイルに変化している。求職者が一番閲覧する求人票の内容は、「仕事内容欄」「就業時間」「休日等」であるので、この内容は丁寧に分かりやすく記載するとともに「特記事項」欄を含めた活用することで求職者の誤解や求人相違などのトラブルの防止につながる。

3 求職者動向などについて（属性）

HW益田の登録求職者は有効ベースで60%程度が中高年齢層（45歳以上）。人材育成の観点から若者の採用を望まれていると思われるが、求職者の動向（現状）からは厳しい状況。また、少子高齢化の進展により、求職者の母数そのものが減少基調、これと対照的に求人動向は人手不足感（労働供給力の低下感）が恒常化している。

4 ハローワークの取組み、支援など

- ・公式 SNS（LINE）の開設（求人者の皆様の友だち登録を!! 様々な情報をお届けします。）
- ・会社説明会（担当：事業所部門）希望があれば相談して下さい。（事前告知、求職者へ参加勧奨などを行う。）
- ・ジョブガイドツアー（担当：事業所部門）月に1・2回程度実施（実施したい企業はご相談を!!）
- ・リフレッシュ求人（LINE掲載とHW玄関先掲示）（求人条件の見直しをされた場合、求職者へお知らせ!!）
- ・新着求人情報一覧（LINE掲載とHW玄関先掲示）

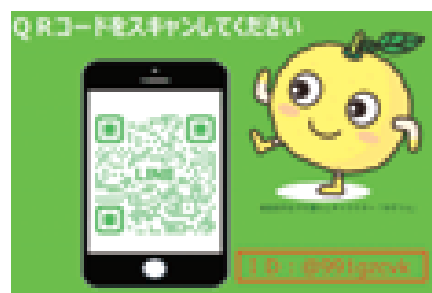
5 ユースエール認定、もにす認定（事業所の魅力向上策など企業にメリットを生む制度）

- ・ユースエール認定とは（労務管理ができている企業という認識）
- ユースエール（直訳：若者応援）厚生労働省（職業安定系統）の認定制度（益田圏域：6社認定）。
- ・もにす認定とは（ハローワークが直接関わっている制度（益田圏域：3社認定）
- 「ともにすすむ」（共に進む）からネーミングされた障害者雇用に関する優良な中小企業に対する認定制度。

6 雇用管理、労務管理関係

- ・障害者に係る雇用管理（令和6年4月より法定雇用率の改定（2.3%→2.5%へ）
- 令和8年までに段階的に移行するので対応を検討。4月以降法令にあった雇用をすることが必要となります。
- ・学卒（高卒）求人に関して
- 高卒求人は一般に非公開で生徒と関係者のみが閲覧可。令和5年度、生徒の就職動向は、過去10年間で1番高い地元就職率となっている。若年人材確保のために学卒（高卒）求人提出を検討してはいかがでしょうか？
- ・大学生、一般社会人も含め、選考に際しては不適切な質問（本人の責任が及ばない事項）は厳に慎むことが公正な採用選考の第一歩で、採用・不採用に直結する質問に限定するなどの留意も必要です。

以上、本講演を通じて求職者が昔ほど見込めない現状を踏まえ、若年、中高齢の各層へのアプローチ（求人）又は従業員の離職をどう防ぐのか。また、募集・採用に際する着意事項や障害者雇用の検討事項など求人・求職の現状について認識を深める講演となりました。





随時 会員募集中！！

～ 是非！皆様のご加入をお待ちしております～

(公社) 益田法人会は、益田税務署管内の法人(個人)を会員として、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、「納税意識の向上」と「企業経営および社会の健全な発展」に貢献する団体です。

現在、益田市・鹿足郡の企業様811社(個人含む)で構成されており、年間を通して、税務研修会・講演会・社会貢献活動・会報誌の発行・会員交流事業など、様々な活動を積極的に行っております(R6.3月末現在)。

◎メリット

- ・正しい税の知識が身に付きます
- ・各種研修会・セミナー等を無料で情報提供致します
- ・異業種交流ができ、人脈が広がります
- ・福利厚生制度で、一部保険料の団体割引の適用があります 等

◎会費(口数は何口でも可能です)

一般会員	年間	1口	7,000円
賛助会員	年間	1口	3,500円

■お問合せ (公社)益田法人会 事務局
TEL(0856)23-7640



青年部会・女性部会の会員様も、募集しております！

青年部会

青年部会は、次世代を担う若手経営者の皆様により、様々な事業の開催やサポートを行っています。会の運営において、大変ご尽力を頂いております！

- ・部会員数：38名(R6.3月末現在)
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で50歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



女性部会

女性部会は、青年部同様に様々な会の事業活動をお手伝いしています。女性ならではの、柔軟さや華やかさも活かして、元気に活躍されています！

- ・部会員数：27名(R6.3月末現在)
- ・入会資格：益田法人会会員企業の経営者並びに幹部で75歳未満の方
- ・会費：年間 2,000円



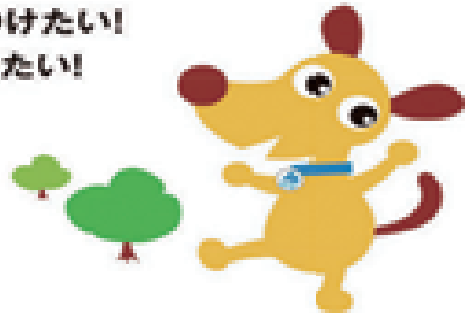
どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。 人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- 著名な講師の講演を聴きたい!
- 地域社会に貢献したい!
- 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。

【間違い探し『義経千本桜、四の切』の答え】

- ①桜(中上)、②欄干の擬宝珠(ぎぼし)(左中)、③炎(左中)、④忠信の目線(左中)
- ⑤袖の柄(右中)、⑥木のフシ(右中)、⑦足(中下)

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとはいえず、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。

有限会社 保険センタートキオ

代表取締役社長 岩井 美由

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町10-2
TEL:0856-23-7310 FAX:0856-23-5038
URL:https://hc-tokio.co.jp/



代表取締役：岩井 美由 氏

- ①わが社のモットーとPR
- ②社長の趣味、余暇の過ごし方
- ③税について

“お客様からの信頼が事業の原点”

- ◇沿革：昭和62年5月 会社設立
：平成30年7月 合併
：令和3年10月 社長就任(2代目)
- ◇従業員数：13名（勤務型含む）
- ◇事業内容：損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務

① 『お役に立つ』『信頼を得る』そして『皆様に愛される』企業。

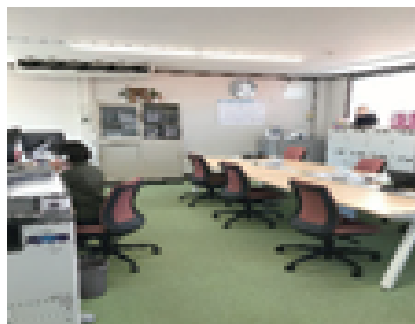
「誇り」と「感謝の気持ち」を持ち、お客様が抱えている問題に誠実に向き合いながら、問題解決・問題軽減を実現していくことにお約束致します。

②料理が趣味、こどもの野球観戦がてら、地域の美味しいものを食べて自宅で再現したり、ご主人が営む豆腐店の豆腐などの食材を使った料理を家族で堪能するのが楽しみ。

③世代間の交流を深めると、若者が地元に着しやすくと聞いたことがある。法人会も租税教室という素晴らしい事業を地道に継続し、税のことだけでなく世代間交流を深めていると思う。正しい税知識と納税・税の有効活用こそ地域活性・若者定住につながってくる。



会社外観



営業スペース



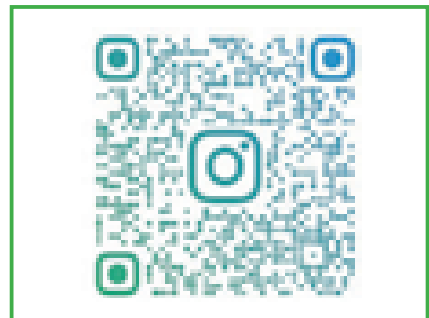
集合写真



応接室



ミーティングルーム入り口



公式 Instagram

石見神楽須子社中

代表 岩田 修一

(事務局)

〒699-3671 島根県益田市津田町40
携帯 090-5375-6813



代表：岩田 修一 氏

“人と人との繋がりを大切に～郷土芸能の魅力発信～”

- ◇沿革：神楽好きが集い同好会を結成
：昭和45年 梅月町から須子町へ移住
：昭和48年 石見神楽須子社中を発足
- ◇所属員数：18名
- ◇活動内容：伝統芸能の保存と継承
奉納神楽・新春神楽祭り・県内外の
各種イベントへの参加

同好会結成時は衣装もなく完全にボランティアだったが、昭和48年に須子町で石見神楽須子社中を発足。現在は小学生3名、女性2名を含め、30代～40代が中心となり18名で活動を行っている。須子社中は、日々の活動を通じて礼儀・作法を徹底し、楽（太鼓）と舞手が一体となり迫力満点の

舞で来場者を魅了する社中を目指している。須子社中の舞を守るため本俣賀の練習場で毎週水曜日と金曜日の20時～22時、2時間程度練習を実施している。舞手が不足しているので興味のある方は見学からでも良いので始めてもらいたい。

主な活動としては、神社での奉納祭だけでなく、毎年1/3に梅賀山コミュニティセンターにて新春神楽祭り上演。昨年秋には発足から50周年記念公演を市民学習センターにて執り行った。

今後も人と人との繋がりを大切に、郷土芸能の魅力を発信し伝統の舞を守っていききたい。そして、活動を通じて地域振興を行い、石見神楽の認知度を向上し観光資源としていきたい。



第39回共演大会（鐘馗）



匹見下公演



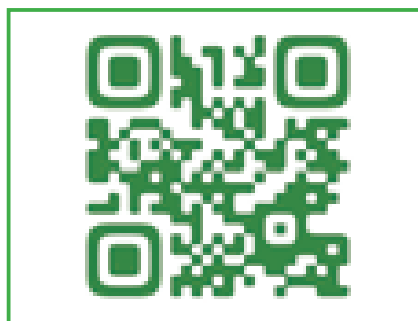
第41回共演大会（八十神）



須子神楽社中（道返し）



須子神楽社中（黒塚）



Facebook



複雑な対人関係を俯瞰する難しさ

ジャーナリスト 海部 隆太郎

複雑な対人関係を俯瞰する難しさ

「老人は過去を語り、青年は未来を語る」と学生時代からの友人が酒席で偉そうに語る。少しだけ感動したが、どうせ誰からか聞いた言葉だろうと思い、その場でスマホを出して調べた。案の定、ネットには膨大な量の情報が書き込まれていた。随分と昔から言われてきた話で目新しくない。

それじゃあ未来を語ろうとなったが、気候変動、AI、財政規律、防衛問題などへ話題をシフトさせるも続かず。いつもと同じ話題の方が気軽なのか、結局は少ない年金、どうする老後の生活、健康問題など、未来ではなく切実な話題に落ち着く。われわれには未来を語れそうもない。

どうしてなのか。20代と比べるとエネルギー量が圧倒的に足りないこと。自分の事ばかり考えている現実と、その維持を優先し必然的に希望が湧いてこないことなど、狭い心をより小さくしているからだと分析する。複雑を避け単純を好み始めてもいる。これらの要因が気力を消失させているとしか思えない。いわゆる典型的な避けるべき高齢者の思考回路に入っている。仕方ないことなのか。

それでも、ほんの少しでも楽しさを感じる時があれば良いのでは、とも考える。だが、先の友人たちとの酒席では互いが考えを譲らず、必ず言い争いが起こり、楽しさが半減する。それでも、また会うのだから人間関係は複雑怪奇だ。

故事成語から学ぶ生き方

頻繁にコンビニへ行くし、昼は外食することが多い。電車にも乗る。全く知らない人たち、つまり多くの「赤の他人」と日々接触しているが、これら縁もゆかりもない人たちが、私の生活に影響を与えていることが意外にも多い。

態度の悪い店員と接すれば気分を害し、二度と行かないと決める。電車で非常識そうな人がいれば避ける。この程度のことは日常茶飯事で、すぐに忘れてしまうが、不愉快な時間は私の自律神経を乱していると感じる。

逆に誰にでも笑顔で接しすがすがしい言葉で対応してもらえる店員がいればうれしく、何度でも行こうと決める。電車で席を譲る青年を見かければ心が和む。運転中に道を譲ってくれる車があれば、ありがたいと思えばハザードランプを点灯させる。これらの瞬間は副交感神経が勝り、冷静な頭脳がよみがえってくる。

どうすれば、この感覚を人に与えていけるのだろうか。ふと「飲水思源」という中国の故事成語が浮かんだ。水を飲む時は井戸を掘った人への感謝を忘れてはいけないという意味。展開してきた話とリンクさせると、自分勝手な行動・言動は、必ず他人を不愉快にさせる。感謝の気持ちを持ち相手を思いやる行動・言動ならば必ず人へ好影響を与える。こんな当たり前のことに気が付かなかったことに猛省中。社内で徹底できればパワハラ、社内うつなどは無くなるのではないか。

良好な対人関係を築くのは、人を責めないこと、自分が傷つかないように守ることだけではない。相手を思いやる気持ちを常に抱き続けることしかないと言断する。時には、人付き合いを冷静に見る、俯瞰的な思考が必要かも。言うはやすく行うは難し。日々の努力しかない。

【筆者紹介】海部 隆太郎（かいべ・りゅうたろう）

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題の取材・執筆活動を展開する。

システム導入
が難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、令和6年1月からはどうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね！

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、令和6年1月からは消さずに保存する必要があるのでね。



そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? → 裏面へ